

令和4年度 ものづくりマイスター制度のご案内

(高校編)

実技指導に係るご説明

静岡県地域技能振興コーナー
(静岡県職業能力開発協会)

ものづくりマイスター制度(以降、本制度という)は、若年技能者を対象に、技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を図るために、ものづくりマイスターが実技指導する制度です。

1 実技指導の条件

(1) 受講者は1名から利用可能です。(基本は複数の方の受講をお願いします)

(2) 実技指導回数

対 象	実技指導回数
工業高校等	1回～10回

※一日の実技指導は3時間程を目安としています。(応相談)

※本年度は、1コース最大10回のみとなります。

(3) 工業高校等(農業科・家政科等の専門学校を含む。)における実技指導の内容は、技能五輪全国大会の競技課題又は技能検定試験の実技課題を用いた指導です。指導レベルは原則として技能検定3級相当です。また、実技指導は正課の教科時間内に行うこともできます。

(4) 普通科・商業科等の高校の生徒でも製造・建設業に就職が内定している場合は、技能五輪全国大会の競技課題又は技能検定試験の実技課題を用いた指導に加えて、公共訓練施設を借用して「機械加工(旋盤)」等の利用が可能です。

2 実技指導の費用・場所

(1) 令和3年度に本制度の「ものづくりマイスター派遣指導」の利用がない場合

実技指導に必要な検定材料(消耗品)及びマイスターへの謝金・旅費は規定内において当協会が負担します。

(ア) 実技指導に必要な材料(消耗品)は、受講者1人1回当たり、下記金額を上限として実費を当協会が負担します。ただし、工具や書籍等の購入は対象外です。

受講者1人1回当たり(上限)	2,000円	(消費税別)
----------------	--------	--------

材料の手配は、マイスター制度をご利用される方(学校等)をお願いします。

材料購入時の請求書は、『静岡県職業能力開発協会長』宛にしてください。

(イ) 障害保険は、万一の事故に備え、受講者と責任者の方及び設備の保険に入ります。

(ウ) マイスターの費用(謝金、交通費等)

(エ) 実技指導場所

実技指導場所は、原則として自校の施設で行います。

但し、自校に適切な設備がなく、かつ低廉な公共職業訓練施設等がある場合、その施設を利用することが可能です。その賃借料は、当協会が負担します。

また、受講される方の施設までの交通費は、ご利用される皆様の負担となります。

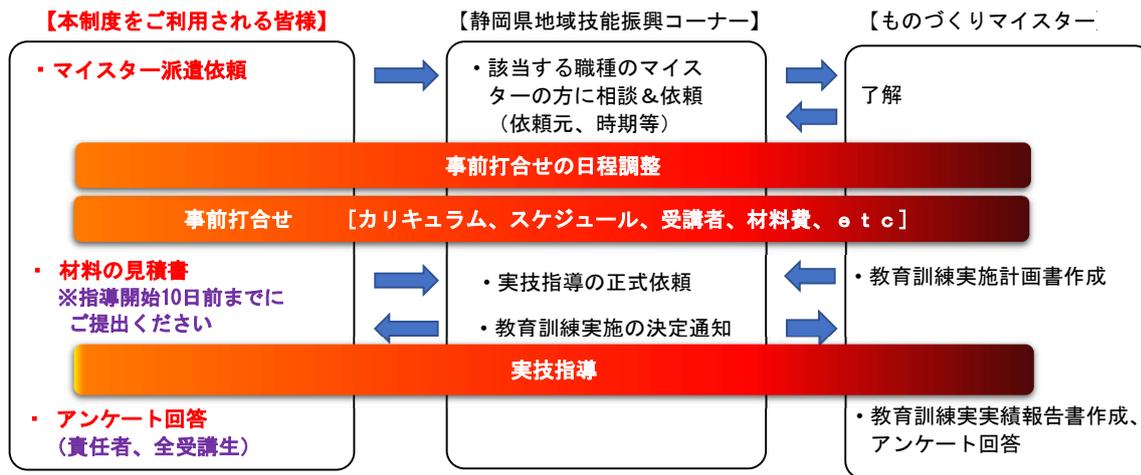
(2) 令和3年度に本制度の「ものづくりマイスター派遣指導」の利用がある場合でも

工業高校等については、専攻学科及び指導職種が異なる場合(例えばR3年度に機械科(機械加工職種)を指導し、R4年度建築科(建築大工職種)を指導した場合)に限り、同一学校であっても連続派遣を可能とし、上記の(ア)～(ウ)の費用を規定内において当協会が負担します。

(3) 令和3年度にマイスター派遣指導の利用がある場合

工業高校等が上記の全額負担する場合に限り、ものづくりマイスターの派遣ができます。(要相談)

3 実技指導の作業の流れ



4 過去の様子

